

税のお知らせ

相続税の基礎控除額が  
変わりました

相続税法および租税特別措置法の一部が改正され、平成27年1月1日以後の相続または遺贈に関する相続税については、基礎控除の額が引き下げられ、次のようになりました。

基礎控除額

3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

※亡くなられた方から相続等によって財産を取得した方それぞれの課税価格の合計額が、相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した方は、相続税の申告が必要となります。

税務署での面談による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話等により予約の上、税務署へお越しください。

◎問い合わせ:

二本松税務署

☎(23)11-0920

自動車・軽自動車の変更  
手続きはお済みですか?

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日現在で、運輸支局や軽自動車協会等に登録されている所有者(所有権留保付自動車の場合は使用者)に課税されます。

車やバイクを他人に譲り渡したり、廃車したりしようとする場合などは、トラブルを避けるためにも速やかに変更手続きを済ませましょう。

なお、軽自動車税には、月割課税制度がありませんのでご注意ください。

◎問い合わせ:

○普通自動車・二輪小型自動車(250ccを超えるバイク)の変更手続き

東北運輸局福島運輸支局

☎050(5540)2015

○自動車税について

東北地方振興局県税部

☎024(526)0051

○軽四輪自動車について

軽自動車検査協会コールセンター

☎050(3819)1837

税の無料相談会開催

2月23日は税理士記念日です。東北税理士会二本松支部は、税理士による「税についての無料相談会」を開催します。

相続税や贈与税でお悩みの方、所得税の確定申告についてなど、税についての相談を受け付けますのでお気軽にご来場ください。

日時 2月23日(月)

午前10時～午後4時

場所 市民交流センター

◎問い合わせ:

東北税理士会二本松支部

支部長 鈴木正人

☎(33)55355

○軽二輪自動車(125cc超250cc以下)について

全軽自協福島事務所

☎024(546)2577

○原付自転車・小型特殊車両の変更手続きおよび軽自動車税について

税務課市民税係

☎(55)5085

または各支所地域振興課

1/4

市消防団出初式



消防団の士気高揚と一年間の無火災を祈願して出初式を行いました。

二本松を元気に！  
市長の新野です。

12/16- 1/15

最近の活動を写真でお伝えします。



1/11

平成27年成人式



各地域の代表者に成人証書を授与。

12/25

県市長会



知事との意見交換会では、米価下落の対策などこれからの農業を守る取り組みについて要望しました。

※市ウェブサイトでも、さらに詳しく市長の活動を紹介しています。